

射水市VR観光PRコンテンツ開発等業務委託プロポーザル実施要領

1 委託業務の仕様

別添「射水市VR観光PRコンテンツ開発等業務委託 仕様書」のとおり

2 提案の募集方法及び契約期間

- (1) 募集方法は公募型プロポーザル方式とする。
- (2) 契約期間 契約日から平成 31 年 3 月 25 日まで

3 委託上限額

金 600 千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 参加資格要件

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 法人格を有していること。
- (3) 富山県内に活動拠点があり、射水市大島分庁舎等で行う打ち合わせに常時参加できる体制をとれる者であること。
- (4) 平成 30 年 12 月 5 日（水）から本件業務の企画書の提出の日までの間のいずれの日においても、射水市入札参加資格停止要領（平成 18 年 11 月 1 日付告示第 174 号）第 2 条の規定による資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

5 参加申込

4で定める要件を満たし、本手続に参加する場合は、平成 30 年 12 月 14 日（金）17 時（必着）までに「参加申込書（様式第 1 号）」を持参又は郵送により、9で定める場所に提出すること。提出後は、必ず電話で到達の確認をすること。

(1) 様式等の交付

射水市のホームページからダウンロードにより交付する。

(2) 本プロポーザルに関する説明会は行わない。

- (3) 参加申込後に辞退する場合には、参加辞退届（様式第 5 号）を持参又は郵送により、9で定める場所に提出すること。提出後は、必ず電話で到達の確認をすること。

6 企画書等の提出

本プロポーザルに参加申込した者は、次のとおり企画書等を持参又は郵送により、9で定める場所に提出すること。

(1) 提出書類

提出書類は正本1部、副本7部を提出するものとし、内容は次の表のとおりとする。
左綴りとし、用紙サイズはA4を基準とする。A3を含む場合は、折込等を行いA4サイズに統一すること。なお、提出された書類は返却しない。

	名称	様式及び添付書類等
ア	届出書	＜様式第3号＞ ・代表者印を押印すること。 ・正本1部について、届出書原本を添付し提出すること。副本7部については写しも含め、添付不要。
イ	企画提案書	＜任意様式＞ ・仕様書の業務内容に掲げる事項全てについて、具体的な提案を行うこと。 ・業務の実施スケジュールを記載すること。 ・表紙と目次を除いて20ページ以内で両面印刷とする。 ※A3版の資料を挿入する場合は、片面印刷とし、A4版2ページ分とカウントする。(A4サイズに折ること。) ・提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に分かりやすく記述し、意思表示は明確にすること。 ・資料は、必要最低限に留めること。
ウ	業務実績書	＜第4号様式＞ ・VRコンテンツの開発等業務を行った代表的な実績(直近5件以内) ・実績を証する契約書の写しを添付すること。
エ	事業者概要	＜任意様式＞ ・会社の業務内容等が分かるもの。
オ	見積書	＜任意様式＞ ・提案する企画に係る費用の総額(消費税及び地方消費税を含む)は、委託上限額を超えないものとし、積算の具体的な内訳を記載すること。 ・正本には原本、副本には写しをそれぞれ添付すること。

(2) 提出期限

平成 30 年 12 月 19 日（水）17 時（必着）

7 選定方法

- (1) プレゼンテーション実施後、提出された企画書の内容を基に、射水市VR観光PRコンテンツ開発等業務委託プロポーザル審査会において、各審査員が審査項目を個別に評価採点し、その点数の合計の値が大きい方から各提案者の順位を付ける。ただし、同点の提案者が複数となった場合は、審査員の合議により順位を決定する。
- (2) (1)により最も優れた順位を得た者を委託候補者として選定する。提案者が1者のみの場合は、各審査員の評価点の合計が満点の 60 パーセント以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とする。60 パーセント未満の場合は、再度公募を実施するものとする。

8 評価方法

- (1) 企画書の評価は、4で定める要件を満たしている者の中から、次の項目について評価する。

ア 企画内容

- (ア) 目的及び仕様に沿った企画になっているか。
- (イ) 開発するコンテンツで見られる素材のクオリティ（画質）は高いか。
- (ウ) 観光客を惹きつけ、満足度を高めるための工夫がなされているか。
- (エ) VRコンテンツの再生環境構築について、出向宣伝等での円滑な運用ができるよう工夫がなされているか。
- (オ) その他、本事業の成果を高めるための独自の提案及び工夫が見られるか。

イ 実施スケジュール

ウ 業務遂行能力

エ 類似業務の実績

9 書類の提出先及び問合せ先

〒939-0292 射水市小島703番地 射水市港湾・観光課 土永
電話 0766-51-6676／ファクシミリ 0766-51-6691
電子メール kankou@city.imizu.lg.jp

10 質問事項等について

当該委託業務の公募に関して、質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式第2号）を電子メール又はファクシミリにより、9で定める場所に提出

すること。提出後は、電話で到達の確認をすること。

(2) 受付期間

公募開始の日から平成 30 年 12 月 10 日（月）17 時までとする。

(3) 回答方法

平成 30 年 12 月 12 日（水）までに順次射水市ホームページに掲載する。

なお、質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 留意事項

本要領及び仕様書の内容以外に対する質問には回答しない。

11 プレゼンテーションの実施

(1) 日時 平成 30 年 12 月 27 日（木） 時間は別途通知する。

(2) 場所 射水市小島 703 番地 射水市役所大島分庁舎（予定） 場所は別途通知する。

(3) 実施方法等

- ・ 同日、別途通知する時刻までに受付をすること。
- ・ 各応募者の出席者数は 3 名以内とする。
- ・ プレゼンテーションは、一提案につき 20 分以内（厳守）とし、プレゼンテーション終了後、審査員からの質問時間を 15 分間設ける。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは、本市で用意する。パソコン等の機器は持参のこと。
- ・ プレゼンテーションは提出した企画書等を用いて行うこと。

(4) 審査結果

審査を受けた各事業者に対し、文書及び電子メールにて審査結果を通知する。また、審査結果（順位第 1 位の提案者については、その名称まで）を射水市ホームページに掲載する。

(5) その他

- ・ 審査は非公開とする。
- ・ 審査結果に対する異議申し立ては、受け付けない。

12 契約の締結

7 により委託候補者として選定された者と契約締結の協議を行い、随意契約を締結するものとする。この協議には、企画書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、7 により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

13 支払方法

市は、業務委託の完了後（完了届提出後）、検査を経て、委託料を契約の相手方（以下

「受注者」という。)に支払うこととする。

14 企画書等の提出期限・審査のスケジュール

12月5日(水)	プロポーザルの公募開始
12月10日(月)	質問事項の締切り *質問内容の回答状況は12月12日(水)までに順次ホームページで公開する。
12月14日(金)17時	参加申込締切
12月19日(水)17時	企画書等の提出期限
12月21日(金)	プレゼンテーション(審査会)の案内(時間順番等)送付
12月27日(木)	プレゼンテーションの実施
12月28日(金)以降	審査結果の通知、契約締結

15 開示請求

提案者が提出した企画書等一式は、射水市情報公開条例第2条第2項に規定する公文書として開示請求の対象となることがある。

16 その他

(1) 企画書の無効

4の参加資格のない者が提出した企画書及び虚偽の記載がなされた企画書は、無効とする。

(2) 参加費用及び参加報酬

このプロポーザルへの参加に要する一切の費用は、提案者の負担とする。また、提案者には、参加報酬は支払わない。

(3) 著作権の取扱い

射水市は提案者に対して、企画書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。

(4) 暴力団の排除

受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載する。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に射水市が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を射水市に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを射水警察署に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団の構成員(以下「暴

力団員」という。)であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(7) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受託者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(4) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団もしくは暴力団員であること又は(7)から(カ)までに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務の下請等をさせること。

(5) 受注者は、委託業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱業務委託契約特記事項」を守らなければならない。

(6) プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、本市がプロポーザルを実施することができないと認めるときは、本プロポーザルを中止する場合がある。その場合、応募に関わる全ての経費は、本市に請求できないものとする。

(7) 市は、提出された関係書類等の機密保持には十分配慮する。

(8) 市は、提出された企画書等は当該審査以外に無断で使用しない。

別記

個人情報取扱業務委託契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 受注者は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 受注者は、この調達による業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該調達に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、委託業務の目的の範囲内で行う。

(第三者への提供制限)

第4 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複製、複写の禁止)

第5 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第6 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第7 受注者は、この調達に係る業務を処理するため、発注者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還する。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法による。

(事故報告義務)

第8 受注者は、この調達に係る業務を処理するため発注者から提供された個人情報が記録された資料等の内容を、漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第9 発注者は、受注者が個人情報取扱業務委託契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。